

○環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

1

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるも

のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）</p> <p>第三章 南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第二章 南極地域活動計画の確認 （締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）</p> <p>第九条 法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、<u>様式第一の届出書を提出することにより行うものとする。</u> （南極地域活動計画の確認の申請書）</p> <p>第十条 法第六条第一項の申請書の様式は、<u>様式第一の二のとおり</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）</p> <p>第三章 南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十三条―第三十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第二章 南極地域活動計画の確認 （締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）</p> <p>第九条 法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、<u>様式第一の届出書により行う。</u> （南極地域活動計画の確認の申請書）</p> <p>第十条 法第六条第一項の規定により環境大臣に対し行う申請は、</p>

とする。

2 (略)

第十一条～第十五条 (略)

(公告の方法)

第十六条 法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公告する事項)

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 様式第一の二の申請書及び法第六条第四項に規定する図書の縦覧の場所

三・四 (略)

(承継の届出)

第十八条 法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書を提出することにより行うものとする。

2 法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して提出することにより行うものとする。

一～三 (略)

3 (略)

(行為者証の交付等)

様式第一の二の申請書により行う。

2 (略)

第十一条～第十五条 (略)

(公告の方法)

第十六条 法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。

(公告する事項)

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所

三・四 (略)

(承継の届出)

第十八条 法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書により行う。

2 法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。

一～三 (略)

3 (略)

(行為者証の交付等)

第十九条 法第十一条第五項の規定により環境大臣に対し行う行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書を提出することにより行うものとする。

2 (略)

3 法第十一条第六項の規定により環境大臣に対し行う行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して提出することにより行うものとする。

一 申請をしようとする者が主宰者である場合

イ 主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 主宰する南極地域活動に係る南極地域活動計画について確認を受けた年月日

ハ・ニ (略)

二 (略)

### 第三章 南極地域における行為の制限

第二十条・第二十一条 (略)

(処分が禁止される放射性物質)

第二十一条の二 令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）

第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。

2 (略)

3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。

一 申請をしようとする者が主宰者である場合

イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項

(新設)

ロ・ハ (略)

二 (略)

### 第三章 南極地域における行為の制限

第二十条・第二十一条 (略)

(処分が禁止される放射性物質)

第二十一条の二 令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）

第一条第一号及び第二号に掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項の確認を受けたものを除く。）とする。

第二十二条〜第三十一条（略）

#### 第五章 雑則

（やむを得ない事由がある行為）

第三十三条（略）

一・二（略）

2 法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書を提出することにより行うものとする。

（削る）

（削る）

第一条第一号から第五号までに掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項の確認を受けたものを除く。）とする。

第二十二条〜第三十一条（略）

#### 第五章 雑則

（やむを得ない事由がある行為）

第三十三条（略）

一・二（略）

2 法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

第三十四条 削除

（書類の経由）

第三十五条 この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあつては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）を経由して提出することができる。

第二条 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（ <u>第一条―第八条の二</u> ） 第二章 南極地域活動計画の確認（ <u>第九条―第十九条</u> ） 第三章 南極地域における行為の制限（ <u>第二十条―第三十一条</u> ） 第四章 <u>環境上の緊急事態等への対応に係る措置（第三十二条・第三十三条）</u> 第五章 雑則（ <u>第三十四条</u> ） 附則	目次 第一章 総則（ <u>第一条―第八条</u> ） 第二章 南極地域活動計画の確認（ <u>第九条―第十九条</u> ） 第三章 南極地域における行為の制限（ <u>第二十条―第三十一条</u> ） 第四章 削除 第五章 雑則（ <u>第三十三条</u> ） 附則

## 第一章 総則

第一条～第四条 (略)

(南極環境構成要素)

第五条 法第三条第九号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

(南極哺乳類)

第六条 法第三条第十二号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

(南極鳥類)

第七条 法第三条第十三号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

(南極史跡記念物)

第八条 法第三条第十五号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

(対応措置)

第八条の二 法第三条第十六号の環境省令で定める対応措置は、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であつて、損壊等した船舶、航空機又は車両等の除去、排出された油又は南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質（以下この条において「油等」という。）の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去（浄化を含む。）その他の当該環

## 第二章 総則

第一条～第四条 (略)

(南極環境構成要素)

第五条 法第三条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

(南極哺乳類)

第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

(南極鳥類)

第七条 法第三条第十一号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

(南極史跡記念物)

第八条 法第三条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

(新設)

境上の緊急事態が南極地域の環境に及ぼす悪影響を回避し、又は最小限度にとどめるために行われるものをいう。

## 第二章 南極地域活動計画の確認

### 第九条 (略)

(南極地域活動計画の確認の申請書)

### 第十条 (略)

- 2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第三項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

(緊急時計画)

第十条の二 法第六条第二項の緊急時計画の様式は、様式第一の三のとおりとする。

- 2 法第六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事件（法第三条第八号に規定する事件をいう。第三号において同じ。）が発生した場合における主宰者と関係者との間の連絡体制の整備に関する事項
  - 二 法第二十条の三第三項に規定する措置を実施する場合において、その後の経過を報告する頻度及び方法に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、事件が発生した場合において、当該事件に効果的かつ効率的に対応するために必要な事項
- (南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件)

## 第二章 南極地域活動計画の確認

### 第九条 (略)

(南極地域活動計画の確認の申請書)

### 第十条 (略)

- 2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第二項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

(新設)

(南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件)

第十一条 法第七条第一項第一号ロの行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(南極特別保護地区ごとの要件)

第十二条 法第七条第一項第一号ハの環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとの、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(防止措置に関する基準)

第十二条之二 法第七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等が有する構造又は設備の内容が、環境上の緊急事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。
- 二 南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等の運用又は維持に関する手続の内容が、環境上の緊急事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。

第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(南極特別保護地区ごとの要件)

第十二条 法第七条第一項第三号の環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとの、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(新設)

三 第一号の規定に適合する構造又は設備の利用及び前号の規定に適合する運用又は維持に関する手続を適切かつ確実に実施するための訓練が実施され、又は確実に実施される見込みがあること。

(学識経験のある者等からの意見聴取)

第十三条 (略)

2 環境大臣は、法第二十条の八第一項の規定によりとられるべきであつた対応措置としての措置に要すると見込まれる費用を定めるに当たつて必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の関係者の意見を聴くことができる。

第十四条～第十六条 (略)

(公告する事項)

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 様式第一の二の申請書及び法第六条第四項に規定する図書の縦覧の場所

三・四 (略)

(承継の届出等)

第十八条 (略)

2 法第十条第一項の規定により申請者の地位を引き継いだ者は、その引継ぎにより様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計

(学識経験のある者からの意見聴取)

第十三条 (略)

(新設)

第十四条～第十六条 (略)

(公告する事項)

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 様式第一の二の申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所

三・四 (略)

(承継の届出)

第十八条 (略)

(新設)

画に記載された事項について変更が生じたときは、前項の届出書に変更後の様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

3| (略)

4| 法第十条第三項の規定により申請者の地位を承継した者は、当該承継により様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画に記載された事項について変更が生じたときは、前項の届出書に変更後の様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

5| 第一項及び第二項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前二項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の一の申請書」と、前二項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

第三章 南極地域における行為の制限

第二十条〜第三十一条 (略)

第四章 環境上の緊急事態等への対応に係る措置

2| (略)

(新設)

3| 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の一の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

第三章 南極地域における行為の制限

第二十条〜第三十一条 (略)

第四章 削除

<p>(通報の方法)</p> <p>第三十二条 法第二十條の三第一項の規定による通報は、電子メール、電信、電話その他のなるべく早く到達するよ<span style="text-decoration: underline;">りな手段により行われなければならない。</span></p>	<p>第三十二条 削除</p>
<p>(公示の方法)</p> <p>第三十三条 法第二十條の四第一項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行<span style="text-decoration: underline;">うものとする。</span></p> <p>第五章 雑則</p> <p>第三十四条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第五章 雑則</p> <p>第三十三条 (略)</p>

様式第一の二を次のように改める。

様式第一の二 (第十條関係)

南極地域活動計画確認申請書

年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第1項の規定により、南極地域活動計画について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的	
行為者の人数	
業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名	別紙1及び別紙2のとおり
計画に含まれる南極地域活動を構成する行為のうち、法第7条1項1号から3号までに掲げる要件に関連するもの（以下「制限関連行為」という。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名	別紙3のとおり
環境上の緊急事態の防止措置に関する事項	別紙4のとおり
南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における負担金等のための資金の調達手段に関する事項	別紙5のとおり
備 考	

[記載要領]

1. 申請者が法人の場合にあつては、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地（外国の法人にあつては、日本国内の主たる事務所の所在地）を記載し、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。また、役員の氏名を備考欄に記載すること。
2. 「目的」については、申請に係る南極地域活動計画（以下単に「計画」という。）全体の目的を記載すること。
3. 「行為者の人数」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動の行為者の総数を記載すること。
4. 「業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動を法人の業務とする行為者がある場合に、当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を記載すること。
5. 「計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名」については、計画を構成する個々の行為の目的の一体性や相互の関連等の観点から計画の内容を一又は複数の南極地域活動に区分し、別紙1に従いその一覧表を作成すること。さらに、別紙1に記載されるそれぞれの南極地域活動ごとに、別紙2に従いその目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動に係る行為者の氏名等を記載すること。
6. 「制限関連行為の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名」については、法第7条第1項第1号イからハまでに掲げる要件に関連する行為についての該当の有無並びに該当する場合にあつては、それぞれの南極地域活動ごとに別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までにより、その詳細な内容及び行為者の氏名を記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[別紙1]

計画に含まれる南極地域活動の一覧表

番 号	南極地域活動の区分	防止措置 の番号	資金調達 手段の 番号	緊急時計 画の番号	備 考

[記載要領]

1. 「南極地域活動の区分」については、その内容を表現する適切な名称を記載すること。
2. 「防止措置の番号」、「資金調達手段の番号」及び「緊急時計画の番号」については、その南極地域活動に対応する [別紙4] の防止措置の番号、[別紙5] の資金調達手段の番号及び様式第一の三の緊急時計画の番号を記載すること。
3. 「備考」については、南極地域活動の区分に当たっての考え方等を必要に応じて記載すること。
4. 南極地域活動の数に応じ、適宜欄を追加すること。

[別紙 2]

南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等の総括表

南極地域活動の区分	番 号
目 的	
時 期	
場所及び自然環境の概況	
実施方法	
制限関連行為の有無	
行為者の人数及び氏名	
その他	

[記載要領]

1. 本様式は別紙 1 に記載した個々の南極地域活動ごとに作成すること。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙 1 の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。
3. 「目的」については、計画に含まれる南極地域活動が複数ある場合には、計画全体の中で当該南極地域活動が分担する個別的かつ具体的な目的を記載すること。

4. 「時期」については、当該南極地域活動の着手及び完了の予定日を記載すること。気象等の条件により着手及び完了の日の特定が困難な場合には、当該南極地域活動の実施が見込まれる期間の始期及び終期並びに当該南極地域活動に要する日数を記載すること。
5. 「場所」については、当該南極地域活動の実施場所を経緯度及び地名等により記載すること。野外調査や輸送等については、出発点、目的地のほか移動経路の概要（主要中継点等）も記載すること。なお、気象、交通等の条件により、南極地域活動の場所や経路の変動が予想される場合には、想定される変動の範囲が明らかになるよう記載すること。また南極地域活動の場所又は経路の概要を示す案内図及び当該場所の詳細を示す位置図を添付すること。これらの添付図の縮尺は活動の内容及び範囲に応じて適宜選択すること。
- 「自然環境の概況」については、南極地域活動が行われる場所やその周辺地域における地形の概況、露岩地域、水系、植生、動物の繁殖地又は生息地等保護上留意すべき対象の有無及び当該南極地域活動とこれらの対象との位置関係について記述すること。またこれらの対象の位置については、できる限り上記の添付図に記載すること。
6. 「実施方法」については、以下の例を参考にしつつ、当該南極地域活動の類型及び特性に応じて記載項目を選定し、各項目ごとに具体的に記載すること。なお、7の制限関連行為として記載される事項については、省略して差し支えないこと。

[観測隊の活動の場合]

南極地域活動の類型	記 載 項 目
施設内部での観測・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・研究の対象及び材料</li> <li>・観測・研究の方法及び使用機材</li> </ul>
野外（陸域）での観測・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・調査の対象（地形・地質、鉱物、気象、電磁波、動植物種、生態系等）</li> <li>・車両・航空機等の使用又は運行方法</li> <li>・野営方法</li> <li>・観測・調査の方法及び使用機材(ラジオゾンデ、ロケット、火器の使用を含む。)</li> </ul>

海洋での観測・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・調査の対象（海象、地形・地質、鉱物資源、生物相等）</li> <li>・観測・調査の方法及び使用機材</li> </ul>
土地の造成その他土地の形状の変更及び工作物の新築、増改築、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模（造成面積、建築面積、高さ等）</li> <li>・構造及び材料</li> <li>・工事の施行方法（使用機材、作業区域、仮設工作物等）</li> <li>・施設の使用期間及び工事終了後の取扱い</li> </ul>
基地における生活基盤の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持込燃料の種類、量及び保管方法</li> <li>・熱及び電力供給施設の概要、運転方法、燃料使用量</li> <li>・水源及び給水施設の概要、水使用量</li> <li>・その他持込資材の種類、量、保管方法</li> </ul>
資材の輸送及び保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の種類</li> <li>・運搬機材、輸送方法及び回数</li> <li>・中継点における保管の方法</li> </ul>
観測船の航行及び接岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用船舶の船名、船籍及び所有者</li> <li>・使用船舶の諸元（IMO 船舶番号、コールサイン、アイスクラス、全長、最大喫水、総トン数、最大速度、通常航海速力、積載する燃料の種類及び量等）</li> </ul>

[観光クルーズ活動の場合]

南極地域活動の類型	記 載 項 目
クルーズ船の航行及び接岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用船舶の船名、船籍及び所有者</li> <li>・使用船舶の諸元（IMO 船舶番号、コールサイン、アイスクラス、全長、最大喫水、総トン数、最大速度、通常航海速度、積載する燃料の種類及び量等）</li> <li>・主要探勝対象</li> <li>・探勝・観察の方法（鳥類等の群れへの接近の有無）</li> </ul>
小型舟艇による上陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上陸地点別の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用舟艇及びその諸元</li> <li>・一回の上陸人数及び同一地点でののべ上陸回数</li> </ul> </li> <li>・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。）</li> <li>・上陸時間帯及び1回の上陸の滞在時間</li> <li>・安全確保のための措置</li> </ul>
航空機による探勝及び着陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用機材及び所有者</li> <li>・搭乗人員数</li> <li>・飛行経路及び高度</li> <li>・探勝・観察対象及び方法</li> <li>・着陸地点別の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数及び回数</li> <li>・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。）</li> <li>・時間帯及び1回の着陸行動の滞在時間</li> </ul> </li> <li>・安全確保のための措置</li> </ul>

[探検活動、登山の場合]

南極地域活動の類型	記 載 項 目
活動基地への到達、資材の搬入、仮置、活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通又は輸送の手段</li> <li>・ 使用機材</li> <li>・ 運航会社名</li> <li>・ 主な資材の内容及び量</li> <li>・ 資材の仮置の方法</li> <li>・ 活動支援体制</li> </ul>
探険、登山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通又は輸送の手段</li> <li>・ 主な携行機材、物資</li> <li>・ 野営方法</li> <li>・ 支援基地との連絡手段</li> <li>・ 安全確保のための措置</li> </ul>

7. 「制限関連行為の有無」については、別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までによりその有無及び詳細な内容を明らかにすることとし、該当する場合には本欄に別紙3又は別紙3-1から別紙3-7までのいずれかのおりと記載すること。
8. 「行為者の人数及び氏名」については、当該南極地域活動を実行する行為者の実数及び氏名を記載すること。なお、申請の時点ですべての行為者の氏名が確定していない場合には、確定している者についてのみ記載すること。ただし、行為者の数については、氏名が未確定の者も含めた数を記載すること。
9. 議定書附属書V第4条に規定する南極特別管理地区内で活動が実施される場合には、「その他」に当該南極特別管理地区名を記載すること。
10. 南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合には、「その他」に当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を当該行為者との対応関係が明らかになるように記載すること。

[別紙 3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

南極地域活動の区分		番 号
①<鉱物資源活動への該当> 有・無 (法第13条)		
有の場合	目 的	
	行為者の氏名	
	調査結果の公表方法 (予定)	
	過去の調査の公表実績	
②<生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体 (個体の一部を含み加工品を除く。) の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第1項)		
有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等	
	持出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	
③<南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷> 有・無 (法第14条第2項第1号)		
有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載	
④<生きている生物 (ウイルスを含む。) の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第2項第2号)		
有の場合	別紙3-2により、行為の詳細を記載	

⑤<南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為> 有・無 (法第14条第2項第3号)	
有の場合	別紙3-3により、行為の詳細を記載
⑥<廃棄物の処分及び保管> 有・無 (法第16条)	
有の場合	別紙3-4-1から別紙3-4-3までにより詳細を記載
⑦<ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第5条で定める物の南極地域への持込み> 有・無 (法第18条)	
有の場合	別紙3-5により詳細を記載
⑧<南極特別保護地区への立入り> 有・無 (法第19条)	
有の場合	別紙3-6により詳細を記載
⑨<南極史跡記念物の補修等> 有・無 (法第20条)	
有の場合	別紙3-7により詳細を記載

[記載要領]

1. 本様式において「法」とは、南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)をいうこと。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙1の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。(以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。)
3. 「行為者の氏名」欄には行為者が当該行為をその業務に関してする法人がある場合には、その名称も記載すること。(以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。)
4. 欄内に書ききれない場合には、適宜別紙にて記載すること。(以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。)
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
  - ⑤-1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
  - ⑤-2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

- ⑤－3 在来植物（議定書附属書Ⅱ第1条（c）の在来植物をいう。以下同じ。）の除去又は損傷
  - ⑤－4 回転翼航空機その他の航空機の飛行又は着陸並びに車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）の使用により南極鳥類並びにあざらし（別表第2のあざらし科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）及びおっとせい（別表第2のあしか科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）の群れを乱す行為
  - ⑤－5 爆発物又は火器の使用により南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為
  - ⑤－6 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為
  - ⑤－7 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為（当該行為により植生に物理的な損傷を与えるものに限る。以下同じ。）
  - ⑤－8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第1条（d）の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤－7の行為を除く。）  
ただし、⑤－1、⑤－2及び⑤－6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。
6. ⑥の行為は、法第3条第14号に規定する廃棄物の南極地域からの除去又は南極地域における処分及びこれらに伴う保管をいう。
7. ⑨の行為は、南極史跡記念物の補修又は展示等のための工事、一時的な移動又は近接地域への移設をいう。

[別紙 3 - 1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷  
又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
捕獲等の対象種			
捕獲等を行う個体の数			
目的及び当該数の捕獲等 が必要な理由			
場 所			
時 期			
実施方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「捕獲等を行う個体の数」については、内訳として捕殺（南極鳥類の卵の採取及び破損を含む。以下この別紙において同じ。）する個体の数を記載すること。
2. 「目的及び当該数の捕獲等が必要な理由」については、捕殺を行う場合にあつては、当該数の捕殺が必要な理由及び捕殺を行う数と当該捕殺に係る個体の属する個体群の次の繁殖期における個体の回復が可能な数との比較の結果についても記載すること。
3. 「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。
4. 「実施方法」については、捕獲等に用いる器具及びその使用方法を記載すること。また生体で捕獲する場合にあつては、飼養方法についても記載し、マーカ一等をつけた上で放す場合にはその旨記載すること。

[別紙 3 - 2]

生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
持込みに係る生物の種名			
持込みに係る個体の数量			
土壌の持込みの有無			
それぞれの個体の年齢、性別等			
目 的			
飼養その他管理の方法			
除去又は処分の方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「持込みを行う個体の数量」については、微小な生物で個体の識別が困難なものは重量を記載すること。
2. 「土壌の持込みの有無」については、該当がある場合には、持ち込まれる土壌の滅菌処理の方法について記載すること。
3. 「それぞれの個体の年齢、性別等」については、明らかな場合にのみ記載すること。なお植物の場合にあっては、種子、苗、成体等の区分を記載すること。
4. 「飼養その他管理の方法」については、持ち込まれた生物の逃亡又は南極地域の在来の動植物との接触を防止するための措置を記載すること。
5. 「除去又は処分の方法」については、持ち込まれた生物が南極地域から除去されるか否か、また南極地域で処分される場合にはその方法を記載すること。

[別紙 3 - 3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び  
生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目 的			
場 所			
時 期			
実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目 的			
場 所			
時 期			
行為の内容、実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-3] 在来植物の除去又は損傷

南極地域活動の区分		番 号	
種名等			
目 的			
場 所			
時 期			
実施方法			
除去又は損傷を行う種の 局地的分布又は豊度			
行為者の氏名			

[3-3-4] 回転翼航空機その他の航空機の飛行及び着陸並びに車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
航空機、車両等の種類			
目 的			
時 期			
飛行等の経路、着陸等地点及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-5] 爆発物又は火器の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
爆発物等の種類			
目 的			
時 期			
場所及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-6] 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
種名又は群れの構成種			
目 的			
時 期			
場 所			
行為者の氏名			

[3-3-7] 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に  
 損傷を与える行為

南極地域活動の区分		番 号	
群生の構成種			
目 的			
時 期			
場 所			
行為の内容、実施方法			
損傷の程度			
行為者の氏名			

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害  
 な変化をもたらす行為

南極地域活動の区分		番 号	
生息、生育地の場所			
生息、生育地の構成種			
行為の内容、実施方法			
目 的			
時 期			
行為者の氏名			

[記載要領]

[3-3-1]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-2]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-3]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。
- ・「実施方法」については、在来植物の除去又は損傷に用いる機材及び除去又は損傷を行う個体の数量又は群落の面積を記載すること。
- ・「除去又は損傷を行う種の局地的分布又は豊度」については、行為場所周辺における対象種の分布範囲、群落の規模、生育密度等を記載すること。

[3-3-4]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「航空機、車両等の種類」については、使用する航空機、車両又は船舶の名称又は機種名を記載すること。
- ・「時期」については、別紙2記載要領4に準じて記載すること。
- ・「飛行等の経路、着陸等地点」については、別紙2記載要領5に準じて記載すること。
- ・「着陸等地点」については、航空機の着陸又は車両の停車若しくは船舶の停泊地点を記載するものとし、群れの周辺で着陸、停車又は停泊する場合に限り記載すること。
- ・「群れとの距離」については、想定される最近接距離を記載すること。

[3-3-5]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-6]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-7]

- ・「群生の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

- ・「行為の内容、実施方法」については、在来植物の群生に損傷を与える原因となる行為の種類及びその実施方法を様式 3-3-4 に準じて記載すること。
- ・「損傷の程度」については、損傷を受ける植物の群生の面積や損傷の内容を記載すること。

[3-3-8]

- ・「生息、生育地の場所」及び「時期」については、別紙 2 記載要領 4 及び 5 に準じて記載すること。
- ・「生息、生育地の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、生息地又は生育地に有害な変化をもたらす行為の種類及び実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。

[別紙 3 - 4 - 1]

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南 極 地 域 活 動 の 区 分						番 号	
廃 棄 物 の 種 類		内 訳	発 生 地 点	量	保 管 方 法	除 去 又 は 処 分 の 方 法	
区 分							
汚水及び生活排水 (グループ 1)	汚水及び生活排水 (政令第 4 条)						
汚水及び生活排水 以外の液状の廃棄物 (グループ 2)	処分が禁 止される 液状の廃 棄物	液状の廃油 (政令第 3 条第 2 号)					
		廃駆除剤 (政令第 3 条 3 号)					
		有害な物質を含む液状 廃棄物 (政令第 3 条第 4 号)					
		廃培養液 (政令第 3 条 第 5 号)					
	その他の液状の廃棄物						

廃棄物の種類			発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分		内 訳				
可燃性の固形状の 廃棄物 (グループ3)	処分が禁 止される 固形状の 廃棄物	固形状の廃油（政令第2条第2号）				
		石炭及び石炭から製造した固形燃料であって不要物であるもの（政令第2条第3号）				
		廃駆除剤（政令第2条第4号）				
		廃プラスチック類（政令第2条第5号）				
		ゴムくず（政令第2条第6号）				
		防腐処理等された木くず（政令第2条第7号）				
	その他	廃木材				
		紙ごみ				
		廃食材、残飯				
		生きている持ち込まれた生物				
		その他（繊維・皮革製品等生物材料を使用した製品又はその他の持ち込まれた生きていない生物）				

廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内訳				
不燃性の固形状の廃棄物 (グループ4)	車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物				
	その他の機械又は器具の不要物				
	廃ドラム缶				
	金属くず				
	コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず				
	電池				
	その他				

廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内訳				
放射性物質 (グループ5)	放射性物質であって液状の不要物であるもの (政令第3条第1号)				
	可燃性の放射性物質であって固形状の不要物であるもの (政令第2条第1号)				

[記載要領]

1. この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令244号）をいうこと。
2. 「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。
3. 「発生地点」については、基地施設内、A島野外調査地、B補給経路等概略の位置を記載すること。
4. 「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法について記載すること。なお、集中管理を行う場合にあつては、別紙3-4-2において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙3-4-2の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。
5. 「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあつてはその旨、また南極地域において処分する場合にあつてはその方法の詳細を別紙3-4-3に記載することとし、本欄には別紙3-4-3の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

[別紙 3 - 4 - 2]

保管方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
保管方法の区分	施設等の場所、内容及び保管方法	飛散、流出又は地下浸透等を防止するための措置	
整理番号			

[記載要領]

1. 本様式には、集中的に廃棄物の保管を行う場合の保管方法を記載すること。
2. 「保管方法の区分」については、現地で行っている分別等の実態に応じ適宜区分しその方法の名称を記載すること。
3. 「施設の場所、内容及び保管方法」については、保管を行う場所、コンテナ、ドラム缶等の保管に用いる設備の概要及び破砕等の中間処理の方法を記載すること。

[別紙 3 - 4 - 3]

処分方法の詳細

南極地域活動の区分			番 号	
処分方法の区分	整理番号	処 分 方 法 の 詳 細		
固形状の廃棄物で可燃性のものの焼却（法第16条第1号）  A	A - 1	焼却炉の構造、設置場所		
		残灰の処理方法		
		行為者の氏名		
	A - 2	焼却炉の構造、設置場所		
		残灰の処理方法		
		行為者の氏名		
液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第16条第2号）  B	B - 1	場 所		
		方 法		
		行為者の氏名		
	B - 2	場 所		
		方 法		
		行為者の氏名		

生活排水等である液状廃棄物の陸域から海域への排出（法第16条第3号）  C	C-1	場 所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
	C-2	場 所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
除去による環境影響の程度が遺棄した場合より大きいと認められる場合のその場への遺棄（法第16条第4号）  D	D-1	場 所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
	D-2	場 所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	

その他の液状廃棄物の処分であってやむを得ず行われ、かつ環境影響の程度が軽微であるもの。(法第16条第5号)  E	E-1	場 所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	
	E-2	場 所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	

[記載要領]

1. 「処分方法の区分」については、本様式中に記載されている処分方法の区分のうち当該南極地域活動において適用されるものを記載すること。
2. 同じ区分であっても処分を行う施設又は場所が異なる場合にあっては、小区分を行いそれぞれについて処分方法の詳細を記載するものとし、その際には、必要に応じ適宜欄を追加して記載すること。ただし、野外活動に伴うし尿の処分等少量かつ分散的に行われる処分にあつては、同じ方法で行われる処分については一括して記載すること。
3. 「場所」については、少量かつ分散的に行われる場合を除き原則として位置図を添付すること。

[別紙 3 - 5]

ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）及び南極地域の環境の保護に  
 関する法律施行令第 5 条で定める物の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
持ち込みを行う物の品目			
持ち込みを行う量			
目 的			
持ち込みの方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、駆除剤を持ち込む場合の目的を記載すること。
2. 「持ち込みの方法」については、南極地域にある間船舶内又は航空機内に保管するか否かを記載すること。

[別紙 3 - 6]

南極特別保護地区への立入りの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極特別保護地区の名称			
管理計画のない地区の場合			
立入りの目的及び必要性			
南極特別保護地区内での行為の内容			
出入りの経路及び地区内での移動経路			
立入りをを行う時期及び期間			
管理計画のある地区の場合			
環境省令に定める要件との対応			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「管理計画のない地区の場合」

- ① 「立ち入りの必要性」については、他の場所では目的を達成することができない理由を記載すること。
- ② 「南極特別保護地区内での行為の内容」には、観測、調査又は施設の設置等南極特別保護地区内で実施される活動の類型及びその実施方法を別紙2記載要領6に準じて記載すること。
- ③ 「出入りの経路及び地区内の移動経路」については、別紙2記載要領5に準じて記載すること。なお、地区内での調査、野営又は施設の設置等を行う地点も含めること。
- ④ 「立入りをを行う時期及び期間」については、別紙2記載要領4に準じて記載すること。

2. 「管理計画のある地区の場合」

- ① 環境省令に定める要件との対応については、当該南極特別保護地区に係る環境省令別表6に掲げる各要件について、それぞれ適合状況を判断するために必要な事項を記載すること。

[別紙 3 - 7]

南極史跡記念物の補修等の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極史跡記念物の名称			
目 的			
内容及び実施方法			
時 期			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、補修、展示解説用資料の設置等の目的を記載すること。
2. 「内容及び実施方法」については、使用機材、補修方法等を記載すること。
3. 「時期」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

[別紙4]

環境上の緊急事態の防止措置に関する事項

番号	防止措置の名称	種類	当該防止措置に対応する南極地域活動の番号
1			
2			
3			
4			
5			

[記載要領]

1. 「種類」については、船舶、航空機、車両、基地等の施設等のいずれに関する防止措置であるのかを記載すること。法第6条第3項に規定する図書を作成した場合は、当該図書に関する活動に係る防止措置を別途記載し提出すること。
2. 「当該防止措置に対応する南極地域活動の番号」については、当該防止措置に対応する、[別紙1]計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。[別紙1]計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの防止措置が対応しているものとする。

番号・防止措置の名称	
種類	
当該防止措置に対応する南極地域活動の番号	

内容	1. 環境上の緊急事態を防止するための構造又は設備  2. 環境上の緊急事態を防止するための運用又は維持手続  3. 環境上の緊急事態を防止するための要員の訓練  4. その他
備考	

[記載要領]

1. 本表において、防止措置の名称ごとに、その具体的な内容を記載すること。防止措置が複数ある場合は、防止措置の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。
2. 法第6条第3項に規定する図書を作成した場合に、当該図書に関する活動に係る防止措置を記載するに当たっては、「内容」の「1. 環境上の緊急事態を防止するための構造又は設備」を削除して、以降の項目を繰り上げること。

[別紙 5]

環境上の緊急事態が発生した場合における  
負担金等のための資金の調達手段に関する事項

総括表

資金調達手段 の番号	南極地域活動の番号	当該南極地域活動により環境上の緊急事態が発生 した場合における資金の調達手段の概要

調達すべき資金の額

負担金等の種類	議定書附属書VI第9条1に規定する限度額
①法第20条の4第4項に基づき、環境大臣が対応措置をとった場合における負担金	<p>A. 船舶の場合 船舶のトン数：            トン 限度額の計算式： 限度額：            SDR (参考) 年 月 日において、1SDRは 円に相当するため、            SDRは 円である。</p> <p>B. 船舶が関係しない場合 限度額：            SDR (参考) 年 月 日において、1SDRは 円に相当するため、            SDRは 円である。</p>
②法第20条の5第2項に基づき、関係行政機関の長が対応措置をとった場合における負担金	
③法第20条の6に基づき、締約国の政府が対応措置をとった場合における償還にかかる費用	
④法第20条の8第1項に基づき、いずれの者も対応措置をとらなかった場合において、とられるべきであった対応措置としての措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額の納付金	

[記載要領]

1. 総括表中「当該南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における資金の調達手段の概要」については、例えば「保険による」「自己資金による」等、資金の由来を簡潔に記載すること。
2. 総括表中「南極地域活動の番号」については、[別紙1]計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。[別紙1]計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの資金の調達手段が対応しているものとする。
3. 環境上の緊急事態が発生した場合における各資金の調達手段については、[別紙5-1]によりその内容の詳細を記載すること。
4. 調達すべき資金の額の表中「議定書附属書VI第9条1に規定する限度額」の項中の不要の文字は抹消すること。
5. 調達すべき資金の額の表中「トン数」は議定書附属書VI第9条5(c)、「SDR」は議定書附属書VI第9条5(b)に規定するものをいう。
6. 調達すべき資金の額の表中「議定書附属書VI第9条1に規定する限度額」は、同条4の規定に基づき変更される可能性があるため、南極条約事務局のホームページ等において、常に最新の情報を確認すること。

[別紙 5 - 1]

資金調達手段の詳細

資金調達手段の番号	
資金調達手段の概要	
資金の調達可能額	円 ・ 附属書VI第9条1に規定する限度額を、超えている/超えていない。 ・ 「調達すべき資金の額」の表中、①及び②の負担金の納付に係る通知を受けた日付、③の請求に関する裁判判決を受けた日付、④の納付金の納付に係る通知を受けた日付におけるSDRを日本円に換算した金額を調達することを約束する。
資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明	

[添付書類]

1. 「資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明」における記載事項を証する書類（保険証書、保険金額が明確にわかる書類、自己資金が存在することを示す貸借対照表等、申請者と船舶所有者との間の契約書、覚書等）を添付すること。

[記載要領]

1. 資金調達手段が複数ある場合は、資金調達手段の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。
2. 不要の文字は抹消すること。
3. 「資金の調達手段が資金確保のために適当なものであることの説明」については、次の点を満たすように記載すること。
  - ・申請者が[別紙5]の「調達すべき資金の額」中の①～④の全ての場合において、支払が可能であること及びその理由を説明すること。
  - ・資金の調達手段としている保険が、申請者が加入するものではない場合においては、[別紙5]の「調達すべき資金の額」中の①～④の場合に申請者に対して請求がなされた場合に、どのような資金の流れにより、申請者から支払を行うことができるのかについて、[添付書類]を用いながら説明すること。

様式第一の三(第十条の二関係)

様式第一の三(第十条の二関係)

緊急時計画

年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第2項の規定に基づき、 年 月 日付南極  
地域活動計画確認申請書と併せ、緊急時計画を次のとおり提出します。

緊急時計画の番号	南極地域活動計画に含まれる緊急時計画の名称	緊急時計画の種類	対応する南極地域活動計画の番号
備考			

[記載要領]

1. 日付は、様式第一の二の南極地域活動計画確認申請書と同日付とすることで、南極地域活動計画と一体であることを示すものとする。
2. 「南極地域活動計画に含まれる緊急時計画の名称」については、内容に応じた名称を適宜記載すること。
3. 「緊急時計画の種類」については、船舶の運航、航空機の運航、基地の運営、陸上車両の運行、その他野外活動等、簡潔に記載すること。
4. 「対応する南極地域活動の番号」については、当該緊急時計画に対応する、南極地域活動計画確認申請書の〔別紙1〕の「計画に含まれる南極地域活動の一覧表」に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。また、同一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの緊急時計画が対応しているものとする。

[別紙]

緊急時計画の番号	
緊急時計画の名称	
緊急時計画の種類	
対応する南極地域活動計画の番号	
<u>1. 事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項</u>	
<u>2. 第20条の3第1項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項</u>	
<u>3. 環境省以外の機関、団体等関係者との間の連絡体制の整備に関する事項</u>	
<u>4. 事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項</u>	
<u>5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項</u>	
(1) 当該南極地域活動において発生が想定される事件の内容	
(2) 事件に対応するための体制	
(3) 事件に対応するための措置	
(4) 事件の対応に関する能力の向上に資する研修の実施内容	
<u>6. 事件に対応するための措置の経過を報告する頻度及び方法に関する事項</u>	
<u>7. 事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項</u>	
<u>8. その他</u>	
備考	

[記載要領]

1. 複数の緊急時計画を作成する場合は、緊急時計画の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。
2. 他の法令等に基づき作成した別の計画等によることとする。その場合、当該計画等の名称及び参照先を記載した上で、当該計画等を添付して提出すること。その際、当該計画等中のいずれの部分が本緊急時計画のどの項目に該当するののかについて明記すること。
3. 「2. 第 20 条の 3 第 1 項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項」については、南極地域活動が行われている現場から主宰者等を経由して環境省に連絡が至る手順も含めて記載すること。環境省から南極地域活動が行われている現場に直接連絡をとることも想定されるため、関係者の連絡先は網羅的（例えば、衛星携帯電話の番号、衛星を経由したインターネットを利用したメールアドレス、ファックス番号等）に記載すること。
4. 「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「当該南極地域活動において発生が想定される事件」が複数想定される場合は、（1）、（2）、（3）及び（4）を、それぞれ（1-1）、（1-2）、（1-3）、（1-4）、（2-1）、（2-2）、（2-3）及び（2-4）等として記載欄を追加した上で、それぞれ必要事項を記載すること。
5. 「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「（2）事件に対応するための体制」には、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件（以下「事件」という。）が発生した場合において、他の法令に基づき別の義務が生じるケースが想定される場合には、主宰者は、当該他の法令に基づき義務が生じる者<sup>(※)</sup>と連携、協力して対応するための体制や手順等についても記載すること。併せて、他の法令に基づき義務が生じる者が、事件に対応するための措置の実施について主宰者と連携、協力することについて了承している旨を確認できる書類等を添付すること。  
（※）例えば、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 38 条に基づき通報の義務が生じる船長、同法第 39 条第 1 項に基づき応急措置の義務が生じる船長等、同条第 2 項に基づき防除措置の義務が生じる船舶所有者等。
6. 「8. その他」の項目において、「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」において記載した事件以外の事件が発生した場合の対応について記載すること。

様式第11の1を次のように改める。

様式第二の一（第十八条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条※<sup>第1項</sup>/<sub>第2項</sub>の規定に基づき、申請者の地位を  
※<sup>引き継ぐ</sup>/<sub>承継した</sub>ので、届け出ます。

南極地域活動の名称等	
------------	--

被承継者	(ふりがな) 氏名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住所  電話番号 ( ) —	
承継者	(ふりがな) 氏名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住所  電話番号 ( ) —	

(注)

- 1 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 2 ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
- 3 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、全ての被承継者に関する事項を記載すること。
- 4 法第10条第1項に基づく地位の引継ぎ又は同条第2項に基づく地位の承継により、様式第一の二の申請書及び様式第一の三の緊急時計画の記載事項に変更が生じる場合は、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号）第18条第2項又は第4項に基づき変更後の申請書及び緊急時計画を添付すること。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第11の11を次のように改める。

様式第二の二（第十八条関係）

承 継 申 請 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条第4項の規定に基づき、確認を受けた南極地  
域活動に係る主宰者の地位を※引き継ぐ承継したので、申請します。

南極地域活動の名称等		
被 承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 ( ) —

承 継 者	(ふりがな) 氏 名 法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 ( ) -
備 考		

(注)

- 1 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 2 ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
- 3 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、全ての被承継者に関する事項を記載すること。
- 4 「備考」欄には、相続又は合併の場合に、それぞれの旨を記載すること。
- 5 法第10条第4項に基づく地位の引継ぎ又は承継により、様式第一の二の申請書及び様式第一の三の緊急時計画の記載事項に変更が生じる場合は、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号）第18条第5項に基づき変更後の申請書及び緊急時計画を添付すること。
- 6 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第五を次のように改める。

様式第五（第三十四条関係）

緊急時行為／緊急時計画に従いとした措置／環境上の緊急事態に対する対応措置  
に係る報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名

南極地域の環境の保護に関する法律第 24 条第 3 項の規定に基づき報告します。

実施した行為	実 施 状 況

--	--

(注)

- 1 表題については、不要の文字は抹消し、又は該当する行為を○で囲むこと。
- 2 「実施状況」欄には、当該行為をした日時、場所、当該行為の実施方法及び当該行為による南極環境影響の程度について記載すること。
- 3 緊急時計画に従いとした措置又は環境上の緊急事態に対してとった対応措置について記載する場合は、事件又は環境上の緊急事態により発生した環境影響の残存有無、残存する場合には、その程度についても記載すること。
- 4 実施状況を説明するために必要な地図、写真、資料等がある場合は、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

密 記

(施行要旨)

第一条 この省令は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（環境保護に関する南極条約議定書附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。  
（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。